議 案 第171号

訴訟の提起について(こども青少年局関係)

次のとおり保育所運営費等返還等請求訴訟を提起する。

当 事 者 及 び 事 件 名

事 件 概 要

- 1 原告 大 阪 市 被告 社会福祉法人 肇國舎
- 2 大阪地方裁判所 保育所運営費等 返還等請求事件

被告は、平成22年4月1日から児童福祉法に基づく認可を 受けた保育所(以下「本件認可保育所」という。)を運営し、 本市から保育所運営費及び委託費(以下「保育所運営費等」 という。)の支払を受けていたが、本市による本件認可保育 所の運営実態に関する調査(以下「本件調査」という。)の 結果、平成23年度以降に支払を受けた保育所運営費等の一部 について支払要件を満たしていないことが判明したため、本 市は、被告に対し、同年度以降に支払った保育所運営費等の うち支払要件を満たしていない金39,420,561円及びこれに対 する遅延損害金の返還及び支払を求めた。また、被告は、平 成22年4月1日から本市から本件認可保育所の運営に係る補 助金(以下「本件補助金」という。)の交付を受けていたが、 本件調査の結果、平成23年度以降に交付を受けた本件補助金 の一部について交付要件を満たしていないことが判明したた め、本市は、被告に対し、同年度以降に交付した本件補助金 のうち交付要件を満たしていない部分に係る交付の決定を取 り消した上で、金3,079,310円及びこれに対する遅延損害金 並びに金13,161,000円及びこれに対する加算金の返還及び支 払を求めた。さらに、本市は、被告からの依頼に応じて、平 成29年4月5日から同年6月29日までの間、本件認可保育所 に保育士を派遣したため、被告に対し、派遣した保育士の人 件費相当額金5,817,181円の支払を求めた。しかしながら、 被告は、上記各金員の返還及び支払の求めに応じないため、 本市は、被告に対し、金61,478,052円及びこれに対する遅延 損害金等の返還及び支払を求めるもの

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

保育所運営費等返還等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。